



敷地区分	宅地等		公道	宅地等	
施設区分	受水槽以下設備	給水装置	配水管	給水装置	
財産区分	所有者 ※水道メーターは貸与品		水道 管理者	所有者 ※水道メーターは貸与品	
修繕区分	所有者・使用者等 ※水道メーターを除く	※2	水道管理者	※1	所有者・使用者等 ※水道メーターを除く
水質管理区分	受水槽設置者	水道管理者			

注：※1及び※2は本来、所有者・使用者等の修繕区分であるが、無効水量の低減及び漏水による二次災害の防止を図るため、一定要件のもとに市が補うことができる区分である

注：「一定要件」とは、所有者等の依頼を受けた場合、水道メーターまでの範囲、引込み口径が40mm以下の給水装置、他をいう

注：一定の水道業者が調査確認した後、代理で手続きを行う